

秋田市公告

旧秋田市文化会館における不用物品の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和5年2月10日

秋田市長 穂積 志

1 入札に付する事項

(1) 売却物品の表示

物品番号	物品の名称	規格		数量 (個)	最低 入札価格 (円)
		サイズ（幅×奥行き×高さ、単位mm）			
		取得日			
1	どん帳「荒磯」	大ホール本どん帳		1	100
		18,000×90×8,700			
		昭和56年2月18日			
2	どん帳「秋田の四季」	大ホール金属どん帳		1	100
		18,000×190×8,700			
		昭和56年2月18日			
3	どん帳「権現舞」	小ホールどん帳		1	100
		9000×90×5,500			
		昭和56年2月18日			
4	演台	木製、黒色、キャスター付き		1	100
		2,000×900×900			
		昭和55年6月15日			
5	ステージスピーカー	J B L 4550+2350 1組（2個セット）		1	100
		920×825×1,860			
		昭和56年2月18日			
6	ステージスピーカー	J B L 4550+2350 1組（2個セット）		1	100
		920×825×1,860			
		昭和56年2月18日			
7	移動型スピーカー	A L T E C A-7 1組（2個セット）		1	100
		760×610×1,480			
		昭和56年2月18日			
8	サイドスピーカー	J B L 4550+2350 1組（2個セット）		1	100
		920×825×2,250			
		昭和56年2月18日			
9	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号1-11、12、13		1	100
		1450×460×820			
		昭和55年6月28日			

10	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号1-14、15、16	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
11	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号1-17、18、19	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
12	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号1-20、21、22	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
13	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号1-23、24、25	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
14	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号1-26、27、28	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
15	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号1-29、30、31	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
16	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号1-32、33、34	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
17	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号2-10、11、12	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
18	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号2-17、18、19	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
19	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号2-20、21、22	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
20	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号2-23、24、25	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
21	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号2-26、27、28	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
22	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号2-33、34、35	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
23	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号3-8、9、10	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
24	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号3-11、12、13	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		
25	大ホール座席	3連、キャスター付き、座席番号3-14、15、16	1	100
		1450×460×820		
		昭和55年6月28日		

26	大ホール座席	2連、キャスター付き、座席番号2-13、14	1	100
		960×460×820		
		昭和55年6月28日		
27	大ホール座席	2連、キャスター付き、座席番号2-15、16	1	100
		960×460×820		
		昭和55年6月28日		
28	大ホール座席	2連、キャスター付き、座席番号2-29、30	1	100
		960×460×820		
		昭和55年6月28日		
29	大ホール座席	2連、キャスター付き、座席番号2-31、32	1	100
		960×460×820		
		昭和55年6月28日		

(2) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月27日（月）まで

(3) 売却物品の引渡場所

秋田市山王七丁目3番1号 旧秋田市文化会館

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者

(3) 次のいずれかに該当する者で今年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(4) 本市の市税に滞納がないこと。

(5) 公告日から当該調達の開札日までの間に本市の指名停止又は入札参加資格停止の期間中でないこと。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

令和5年2月10日（金）から同月20日（月）まで（土曜日および日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 受付場所

秋田市山王七丁目3番1号 旧秋田市文化会館

(4) 提出書類

ア 旧秋田市文化会館不用物品売却入札参加申込書（様式第1号）

イ 住民票（個人）（写し可）

入札日前3か月以内に発行されたもの

ウ 商業登記簿謄本又は法人登記事項証明書（法人）（写し可）

入札日前3か月以内に発行されたもの

エ 納税証明書等（写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税

直近の事業年度のもの

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

直近のもの

※ 秋田市で事業を行い、固定資産税を有しているが課税額が0円の場合は「課税証明」、固定資産を有していない場合は「資産なし証明」

※ 非課税の場合は「市税に未納がない証明」

※ 入札日前3か月以内に発行されたもの

オ 誓約書（個人、法人）（様式第2号、様式第3号）

カ 役員等名簿（法人の場合誓約書に添付）（様式第4号）

(5) 申込方法

申込みは、様式に必要事項を記入の上、受付場所へ郵送又は直接提出すること（電子メールによるものは受け付けない。）。

4 入札執行に関する事項

(1) 入札日時

ア 入札日

令和5年2月27日（月）、28日（火）および同年3月3日（金）

イ 入札時間

午前9時30分から午後4時まで（午前と午後に分けて1回ずつ行う。）

ウ 該当する入札日時

入札時間の詳細については、入札参加申込み時に伝えることとする。

(2) 入札受付（3日間とも共通）

ア 午前の部 午前9時30分から午前10時30分まで

イ 午後の部 午後1時30分から午後2時30分まで

(3) 場所

秋田市山王七丁目3番1号 旧秋田市文化会館 4階

(4) 開札

入札受付締切り後直ちに開札

(5) 落札者の決定

本人又は委任状を託された代理人によって提出された入札書を比較し、最低入札価格以上で最高価格の入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札保証金

ア 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札当日の受付時間内に納付すること。

イ 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。

ウ 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

エ 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

5 契約条項、入札心得および仕様書を示す日時および場所

令和5年2月10日（金）から同月20日（月）午後5時までの期間において、秋田市ホームページに掲載する。

6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

- (5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札
- (8) 郵送による入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を發した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売買代金に充当することができる。

9 売買代金

- (1) 落札金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって売買代金とする。
- (2) 契約者は、令和5年3月27日（月）までに、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売却の条件

- (1) 売却する物品は、旧文化会館で使用していた物品を現状有姿で売却するものであり、物品の全ての機能および動作等に関し保証するものではない。
- (2) 設置場所からの取り外しおよび搬出・運送等の引渡しに係る費用等は、全て落札者の負担で行うこと。
- (3) 物品のうち再利用可能なものについては中古品として再販を行ってもかまわないが、再販に係る全ての責は落札者が負うこと。
- (4) 廃棄および再販に当たっては、関係する法令を遵守し適正に処理を行うものとする。

(5) 契約に要する印紙税は、契約者の負担とする。

11 現物確認

物品の損傷や老朽等現状の確認は、当館に連絡し、担当職員と日程調整を行った上で来館すること。

(1) 確認日時

ア 確認期間

令和5年2月10日(金)から同月20日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)

イ 確認時間

午前9時30分から午後4時まで

(2) 場所

秋田市山王七丁目3番1号 旧秋田市文化会館

12 問合せ先

郵便番号 010-0951 秋田市山王七丁目3番1号

秋田市観光文化スポーツ部 文化振興課 文化施設担当(旧秋田市文化会館)

T E L 018-865-1191

F A X 018-865-1195

Eメール ro-edch@city.akita.lg.jp